



能だったのは3医療機関であるが、令和5年1月以降に新たに医療機関が加わると聞いている。その際には、ホームページ等にて改めて案内したいと考えている。

- ワクチン接種が乳幼児に与える影響について、情報をしっかりと周知いただきたいが、見解は。
- △ まだ言葉を発することができない子どもも接種対象となっていることから、保護者が不安に感じることもあると思われる。接種券を送付する際に、保護者向けのパンフレットを同封することで、少しでも不安の軽減を図りたい。

## 2 その他

〈 委員から次の質疑等があった。 〉

### 【避難行動要支援者名簿（以下、「名簿」と記載）について】

- 要支援者には様々な方がおられ、情報をきちんと把握していただきたいが、名簿に登録された要支援者のうち、個別避難計画（以下、「計画」と記載）を作成していない方々への周知や働きかけの状況は。
- △ 本市では、災害時に自力での避難が困難な方に対する災害情報の提供や避難の手助けを、地域内で迅速かつ安全に行う体制づくりに取り組んでおり、災害対策基本法に基づき、要支援者とされている在宅の要介護3以上の方や、高齢者、障がい者を把握して名簿に登録している。地域の状況を把握している民生委員や要支援者の身近な方にご協力をいただきながら、避難支援が必要な方への聞き取りによる名簿情報の充実や、情報提供の同意取得につなげているところであり、名簿の登録人数は令和4年4月1日時点で11,601人である。また、このうち3,908人が計画を作成している。災害の発生直後は、行政機関から要支援者への即時対応が困難な状況であり、避難支援は共助が基本となるが、避難支援を実効性のあるものとするためには計画の作成が大変有効であり、地域における共助が必要となる点を踏まえ、民生委員や自治会等の協力を得ながら作成することが大切である。今後、避難支援が必要な方をより多く把握するために、民生委員や自治会のほか、福祉活動員、社会福祉協議会、地域包括支援センター等、地域の福祉ネットワークと連携しながら、計画の作成を推進する取り組みを行いたい。
- そもそも名簿のことを知らない方もおられ、周知が行き届いていない状況があるのでは。今後とも登録者数を増やす努力をお願いしたい。（要望）
- 防災ガイドブックの作成について、進捗状況は。
- △ 危機管理課と連携しながら進めていくこととなる。まだ具体的には取り組むことができていないため、なるべく早く検討を進めたい。

### 【生活保護の相談について】

- 生活保護の相談件数が増えている一方で、保護率は下がっている。保護を必要としている方がきちんと保護されているのか。
- △ 保護率の平均は、コロナ禍前の平成30年度は0.421%で、令和3年度は0.410%

となっている。生活保護の相談を受けた際には制度の内容を説明し、申請の意思を示された方については申請書を交付した上で保護の要否を判断している。保護率は減少してはいるが、必要な方については保護に結びついていると考えている。

○ 相談者の中には、知的障がいがあったり、心身の病気を抱えていたり、コミュニケーションに慎重な配慮が必要な方もおられる。この点も考慮した相談体制を執っていただきたいが、このような方々への相談対応の方法は。

△ コミュニケーションに慎重な配慮が必要な方については、保健師や精神保健福祉士の資格を持つ専任の相談員が、地区担当職員とともに、複数人の体制で面談している。

○ 保健師や精神保健福祉士は面談に必ず同席するのか。それとも、あらかじめ要望があった場合のみか。

△ 急に相談に来られる方もおられるため、必ずしも同席できるわけではない。慎重な配慮が必要であるとあらかじめ把握できれば同席して対応している。

○ 生活保護の受給に至らなかった方へのその後のサポートは。

△ 例えば、傷病手当の活用が可能な方については、会社や病院、全国健康保険協会と連絡を取るなど、支援を行っている。また、住宅ローンを始めとする借入金の返済がある方については、富山県弁護士協会と協定を結んで行っている法律相談会に、本人の希望があれば同席した上で、債務処理の相談を行っている。さらに、複数人の世帯で一人だけが保護を受けたいという場合は、世帯として家計が成り立っているのか相談を受け、必要に応じて困窮者自立支援総合窓口につなげている。なお、家族や関係者の方のみが相談に訪れた際には、本人の住まいに直接赴いて説明するなどの対応をとっている。

〈 当局から、次の報告・説明があった。 〉

[生活環境文化部]

。家庭系ごみの分け方と出し方（2023年版）の発行について

〈 委員から質疑等はなかった。 〉

〈 以上で委員会を閉じた。 〉

